# 船橋市防犯カメラ設置費補助事業の概要

船橋市　市民安全推進課

# 目次

◆設置費補助事業の趣旨・・・・・３ページ

◆設置費補助事業の概要・・・・・４～７ページ

◆補助の申請に必要な書類・・・・８ページ

◆設置費補助事業の流れ・・・・・９、10ページ

◆お問い合わせ・・・・・・・・・・11ページ

# 設置費補助事業の趣旨

安全・安心なまちづくりを推進するため、**自主防犯活動の補完として**防犯カメラを設置する地域団体に補助金を交付します。

地域団体とは・・・・市内の町会・自治会及び商店会並びにこれらに準ずる団体

防犯カメラとは・・・犯罪の予防を目的とし、特定の場所に継続して設置されるカメラのこと（関連機器を含む）

補助の対象となるのは

➡ 月１回以上防犯パトロール等の自主防犯活動を行っている地域団体が、防犯活動の補完として設置する防犯カメラです。

**「人の目」**による地域の見守り活動や、防犯意識を向上させることが犯罪抑止の有効な手段です。
「防犯カメラを設置したからもう大丈夫」ではなく、継続的な自主防犯活動をお願いします。

# 設置費補助事業の概要

## ①補助内容

**補助対象となる経費**：防犯カメラの設置に必要な経費（カメラの購入費、設置表示板等の購入費、設置工事費等）

※　リース、レンタル、画像取出用ノートパソコン、東京電力等の事前調査費用、移設に係る費用等は**補助対象外**です。

**補助金の額**　：補助率：設置にかかった費用の２分の１

上限　：１台あたり２０万円

（例）

１台設置で補助対象経費が３０万円　→　１５万円の補助

〃　５０万円　→　２０万円の補助

※　防犯カメラの設置台数に上限はありません。

※　設置後にかかる電気料金等の維持管理費についても補助制度があります。詳しくはホームページを参照ください。

## ②「設置」について

### ①カメラの種類

モニターで常に映像を確認できるようないわゆる「監視カメラ」は個人情報及びプライバシー保護の観点から**対象外**です。

### ②カメラの撮影範囲

撮影区域は２分の１以上が公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。）である必要があります。

✖ マンション等の敷地内、駐車場、個人の私有地、公園内などを撮影

## ③防犯カメラ設置の表示

防犯カメラを設置している旨及び設置団体名を、設置場所又は撮影区域内の通行人等から<u>見やすい場所</u>に表示してください。

## ④警察と設置場所について協議を行う

犯罪の防止に効果的な設置を行うため、管轄の警察署（※）と設置場所等について協議を行ってください。

## ⑤設置団体及び周辺住民の合意を得ること

設置場所の周辺住民に合意を得てください。
また、総会等により、設置について意思決定（議決）を行ってください。

※ 担当部署は、お住まいの地区を管轄する警察署（船橋もしくは船橋東）の<u>生活安全課</u>

## ③「運用」について

### ①撮影した映像の保存期間

画像データの保存期間は１４日以内。
（１４日以内に上書き等されるようにしてください。）

### ②管理責任者等の選任

管理責任者及び必要に応じて操作担当者を選任し、それ以外の者は防犯カメラを**操作してはいけません**。

### ③画像データ等の利用の制限

原則、警察等からの照会時のみ、映像の取り出しに立ち会っていただき、**普段は、誰も映像を見ることができない**ようにしてください。

(例)「昨日、近くで事件が発生したので映像を確認したい」
といったような依頼がある場合があります。

# 補助の申請に必要な書類

**◎船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議書**（第１号様式）

【添付書類】

(1)防犯カメラ設置事業計画書　→　作成例あり
(2)地域団体の規約等
(3)地域団体の役員名簿
(4)自主防犯活動の実績が分かる資料
(5)防犯カメラ設置及び運用規程　→　作成例あり
(6)防犯カメラ配置及び概ねの撮影範囲がわかる平面図
(7)防犯カメラ設置箇所の現況写真
(8)防犯カメラ設置費見積書
(9)防犯カメラの仕様書

⬇　書類に不備が無ければ

**事前協議が完了（9月末までに終える必要あります。）**

# 設置費補助事業の流れ

**設置予定年度の前年の９月末までに**

設置場所や台数を決める（地図等に書き込む）

⇒必ず、警察とも協議をして決める

↓

防犯カメラの設置を、会員に周知する

⇒一部の人だけで決めず、**必ず総会の議決等を得る**

↓

防犯カメラの仕様書や見積書等を取り寄せる

⇒複数の業者に見積書を依頼することを推奨

↓

「計画書」、「設置及び運用規程」を作成

↓

必要書類を揃え、市と事前協議を行う
（８ページ記載の協議書及び添付書類を提出）

工期等についても確認してください

ホームページの作成例を参考に御作成ください

設置予定年度の
前年の９月末まで

事前協議の完了

事前協議完了から実際に
設置工事開始までは１年
程度かかります

設置予定年度の
７～８月頃

補助金を交付する見込みの通知（市）

↓

設置工事の開始（団体）

↓

※　事前協議が完
了した団体に別途
ご案内します

設置完了後、申請書兼実績報告書（※）
の提出（団体）

↓

設置予定年度の
10～12月頃

補助金の交付可否決定の通知（市）

↓

補助金の入金（市）

# お問い合わせ

船橋市　市民生活部　市民安全推進課
　防犯対策係（県合同庁舎３階）

〒２７３－００１１
船橋市湊町２丁目１０番１８号
電　話：０４７－４３６－３１１０
ＦＡＸ：０４７－４３６－２２９９
メール：shian@city.funabashi.lg.jp

何かご不明な点がございましたら、
お気軽にお問い合わせください。